特定個人情報保護評価書「全項目評価書」「地方税の賦課徴収に関する事務（滞納整理事務を除く）」
素案の概要

１．公金受取口座情報利用に係る特定個人情報保護評価書「全項目評価書」の改訂内容

Ⅰ基本情報
【事務の内容】
事務の流れについて、 ・表題を『 「賦課徴収情報ファイル」・「課税支援システムファイル」・「公的給付支給等口座情報」を取り扱う事務の内容』に変更 ・「公的給付支給等口座情報」を事務の流れに追加、事務内容を「備考」に追記。
【使用するシステム】
・変更なし（公的給付支給等口座情報は賦課徴収情報と同じ総合税システムで管理する）
【特定個人情報を取り扱う理由】
（公的給付支給等口座情報ファイル） 「地方税の過誤納金還付処理において、公金受取口座の利用確認を行うため」を追記。
【法令上の根拠】
（公金受取口座情報取得に係る根拠法） 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条」を追記。
Ⅱ特定個人情報ファイルの概要
(3)公的給付支給等口座情報　を新規作成
【2. 基本情報－主な記録項目】

・個人番号 ・4 情報(氏名、性別、生年月日、住所)その他住民票関係情報 ・公金受取口座情報　を追記。
【3. 特定個人情報の入手・使用】
・入手元:行政機関・独立行政法人等(内閣総理大臣) ・入手方法:情報提供ネットワーク ・使用の目的:地方税還付金の迅速な手続、納税者利便性の向上 ・使用部署:財政部　収納課　を追記。
【4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託】
・税務システム機器・ソフトウェア保守委託:日本電気株式会社 ・情報システムオペレーション業務委託:有限会社ティシーエス　を追記。
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
「1. 特定個人情報ファイル名」に「(3)公的給付支給等口座情報ファイル」を追記。
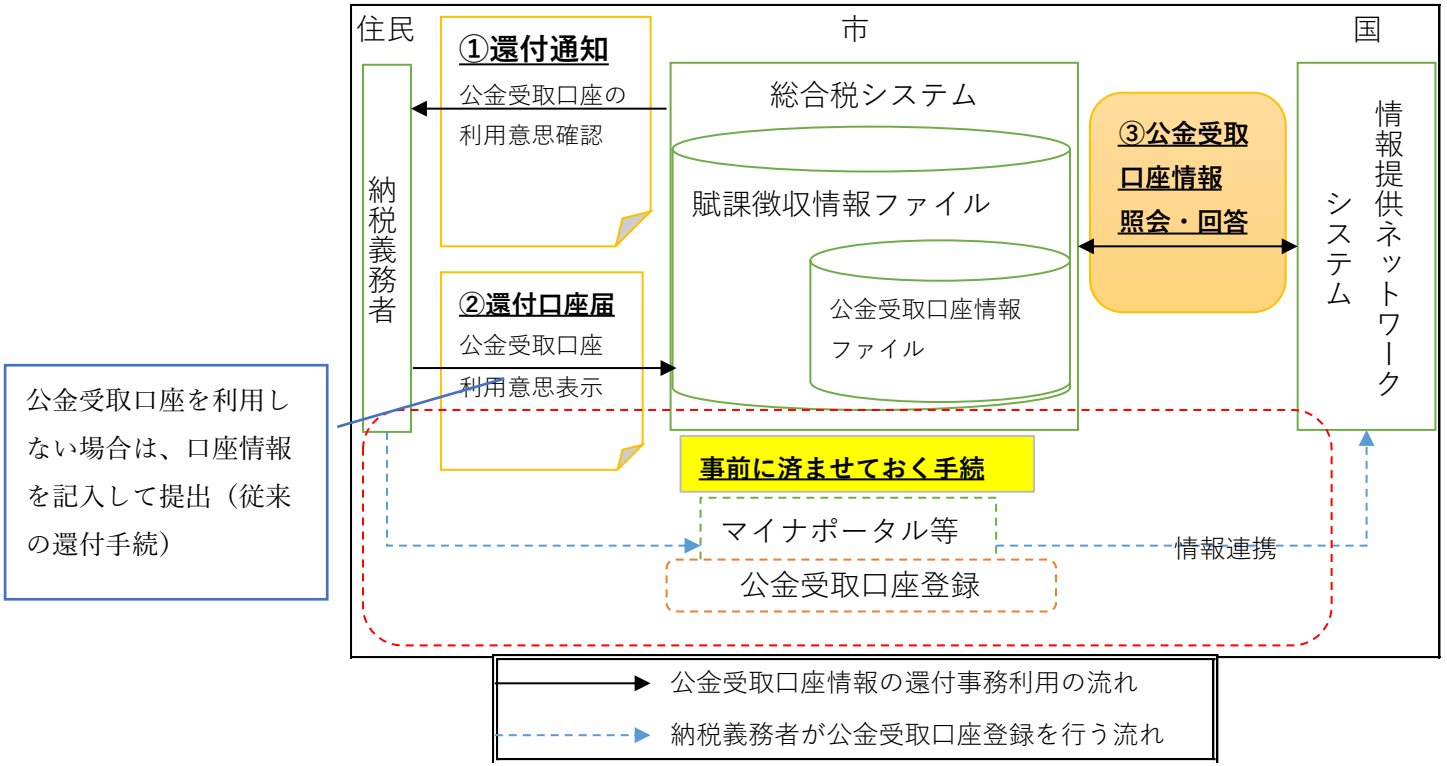
２．公金受取口座情報利用に関する還付事務の流れ